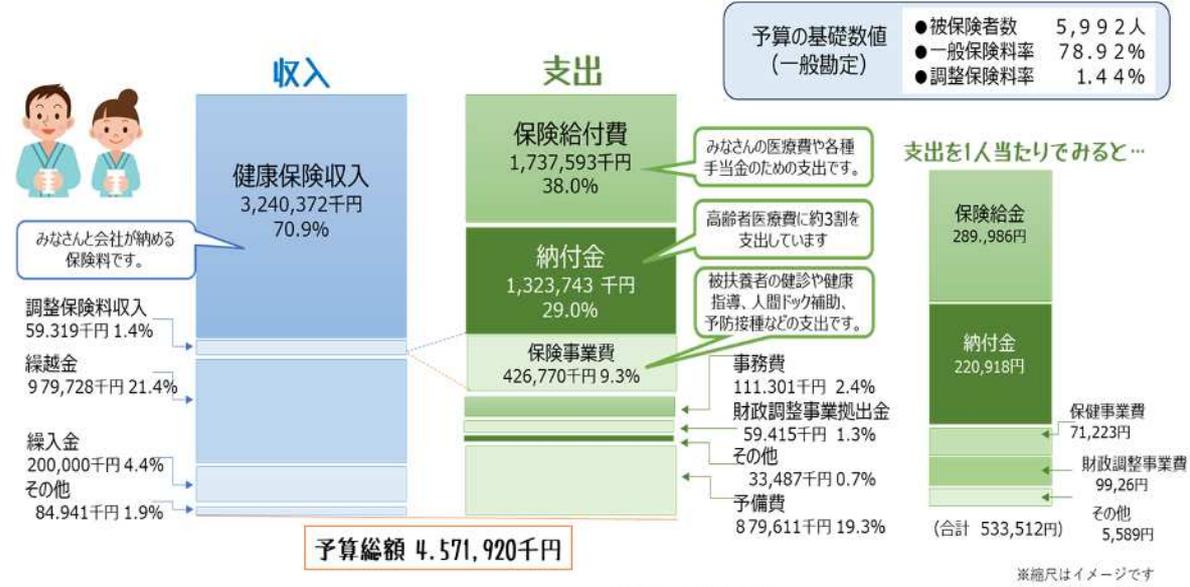


令和8年度 予算のお知らせ

オカムラグループ健康保険組合

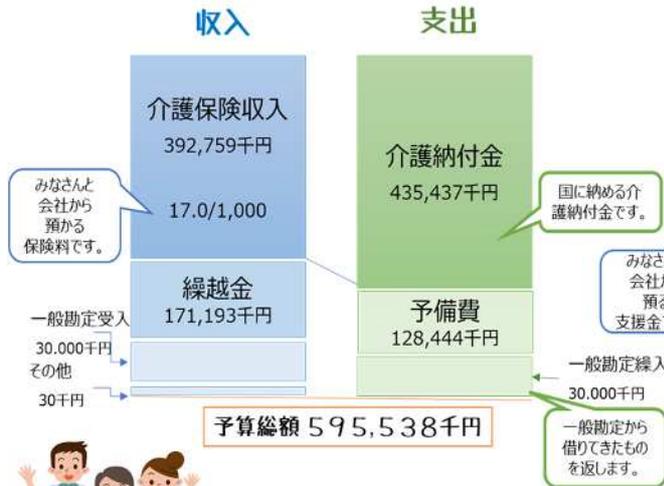
2月24日に行われました健保組合会にて、令和8年度の予算が承認されましたので、報告いたします。

一般勘定

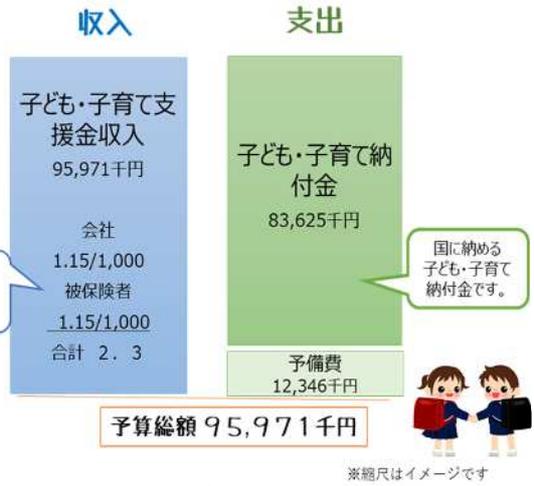


令和8年度新設！

介護勘定



子ども・子育て支援金勘定



介護保険は、市区町村に代わり、40歳以上・65歳未満の方に保険料を徴収し、介護納付金として国に納めています。

子ども子育て支援金は、令和8年度4月から(5月の給与から)被保険者の全年齢の方より支援金を徴収し、納付金として国に納めます。全世代の方が、子ども子育てを支援していくための制度です。

健康保険組合では、介護保険および子ども・子育て支援金については、国への納付のための徴収業務を代行するのみです。介護勘定・子ども子育て支援金勘定を健康保険活動に利用することはありません。

「子ども・子育て支援制度」とは・・・

子育て支援を拡充するため、高齢者を含む全ての世代や企業の皆様から拠出いただく子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園精度などの給付を通じて現役世代に還元されるものです。

こども誰でも通園制度(概要)							子育て支援の拡充		
就労要件	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳		
あり	保育所、認定こども園等						小学校	児童手当の拡充 (R6.10から支給開始)	所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子以降3万円
なし	こども誰でも通園制度 【月10時間通園できる】						幼稚園	妊婦10万円給付 (R7.4から支給開始)	妊娠・出産時に合計10万円給付
							育児手取り10割 (R7.4から支給開始)	両親が育児取得した場合に手取り10割相当支給	
							時短勤務給付 (R7.4から支給開始)	育児中に時短勤務をする場合に時短勤務時の賃金の10%を支給	
							こども誰でも通園制度 (R8.4から給付化)	保育所等に通っていないこどもの保護者が月10時間利用可能	
							国年育児中保険料免除 (R8.10から制度開始)	フリーランスの方の育児期間中の年金保険料免除	